

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円
	手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30 %
	(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30 %
	手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ＊上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30 %
	手数料負担者は 求人者 とします。

特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金	<u>0 円</u>
	活動 1 日あたり	<u>0 円</u>
	(または、活動 1 時間あたり	<u>0 円</u>
	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の	<u>30 %</u>
	(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中 (雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分) に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の	<u>30 %</u>
就職を容易にするための求職者に対する相談・助言	手数料負担者は 求人者 とします。	
	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の	<u>30 %</u>
	手数料負担者は関係雇用主とします。	

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

■紹介手数料の返戻金制度

当社でご紹介した求職者が入社日から 3 ヶ月以内に自己都合で退職された場合に、受領した紹介手数料を一定料率で返金する制度があります。

許可番号 13-ユ-010825

事業所の名称及び所在地

株式会社野心満々 東京都中央区日本橋 2-16-13